

温暖化対策機器設置に 補助金を交付しています

■ ■ ■ 美浦村地球温暖化対策機器設置等補助金 ■ ■ ■

地球温暖化が社会問題となっている中、美浦村では低炭素で循環型社会の実現を推進することを目的として、個人の居宅に環境負荷の少ない住宅用新エネルギー・省エネルギー機器を設置する場合、もしくは個人または事業所で低公害対策車を購入する場合には、以下のとおり補助金を支給します。

補助金の申請は、必ず契約前・発注前に行ってください。

※申請された補助金の総額が予算額に到達した段階で、本年度分の申請受付を終了します。

★ 補助対象の条件

◇住宅用新エネルギーおよび省エネルギー機器設置

- ・屋根材一体型は、屋根を載せた時点で工事着工と見なします。
- ・美浦村に住所を有する方または新築して転入する予定があり完成時に美浦村に住所を有する方。
- ・申請者みずからが契約し、機器等の所有者かつ使用者となること。
- ・住宅が借家の場合は、当該住宅の所有者に同意を得ていること。
- ・申請した日の属する年度の3月末日までに工事が終了すること。

◇低公害車購入

- ・美浦村に1年以上住所を有する方もしくは村内に事業所を有する事業者。
- ・申請者が自動車検査証の使用者であり、補助決定後3年間は保有できること。



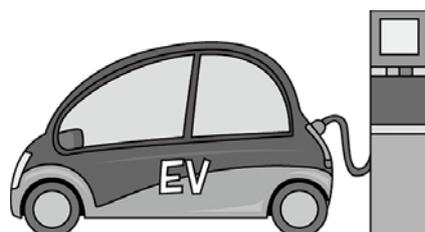
★ 補助対象機器および補助金額

◇住宅用新エネルギーおよび省エネルギー機器設置

- ・住宅用太陽光発電システム 最大で25万円(1kw5万円：上限5kw)
- ・自然循環型太陽熱温水器および強制循環型太陽熱利用システム 1基2万円
- ・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 1基3万円
- ・家庭用天然ガスコージェネレーション(エコウィル) 1基5万円
- ・家庭用燃料電池(エネファーム) 1基5万円

◇低公害車購入

- ・電気自動車(4輪以上の車) 1台10万円
- ・プラグインハイブリッド車 1台5万円



★ 申請時の添付書類

◇住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置

- ・機器に係る見積書の写し、または経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- ・機器の形状および規格に関する資料
- ・機器の設置前の写真および機器設置場所を含む付近の地図
- ・村税等納付(納入)状況確認承諾書
- ・申請を委任する場合は委任状
- ・住宅用太陽光発電システムの場合はシステムの概要書(様式第2号)

◇低公害車購入

- ・低公害対策車購入に係る見積書の写し、または経費の内訳が明記されている書類の写し
- ・法人事業者は、法人所在証明書
- ・個人事業者は、申請者が営む主な事業・内容を記した書類および村内での営業活動が確認できる書類
- ・村税等納付(納入)状況確認承諾書
- ・申請を委任する場合は委任状